

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	税の滞納管理に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

瑞穂市長

## 公表日

令和6年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税の滞納管理に関する事務
②事務の概要	<p>本市は、地方税法の規定に基づき、市が賦課した地方税等につき、納付義務者に対して徴収を行うとともに、納期限までに納付されなかったものについて、納税相談、督促・延滞金の賦課徴収、滞納処分の執行を行う。</p> <p>なお、本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①滞納処分に関する事務            ②不動産差押等登記嘱託に関する事務            ③預金調査等質問検査権行使に関する事務            ④破産等裁判事件対策に関する事務            ⑤確定申告還付金差押に関する事務            ⑥公売(インターネット公売を含む。)に関する事務            ⑦徴収困難案件等、岐阜県税事務所引継ぎに関する事務            ⑧催告に関する事務</p>
③システムの名称	<p>【現行】</p> <p>・滞納整理システム / ・納税管理人システム / ・収納消込システム / ・口座システム / ・宛名管理システム / ・中間サーバー / ・電子預貯金調査システム</p> <p>【標準化後】</p> <p>・滞納整理システム (標準化対応) / ・納税管理人システム / ・収納管理システム / ・宛名管理システム / ・中間サーバー / ・電子預貯金調査システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>【現行】</p> <p>・滞納整理システムファイル / ・納税管理人システムファイル / ・収納消込システムファイル / ・口座システムファイル</p> <p>【標準化後】</p> <p>・滞納整理システムファイル (標準化対応) / ・納税管理人システムファイル / ・収納管理システムファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表            (情報提供の根拠)            なし            (情報照会の根拠)            第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律」が含まれる項(48の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[                    基礎項目評価書                    ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[                    ]委託しない</span>		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[                    ]提供・移転しない</span>		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[                    ]接続しない(入手)                    [                    ]接続しない(提供)</span>		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱うシステム管理に関する業務に従事する職員へ研修を行っているため。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱うシステム管理に関する業務に従事する職員へ研修を行っているため。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	税務課長 桑原 秀幸	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月19日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月19日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	IV リスク対策	項目なし	別紙のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和2年3月6日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和2年3月6日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和2年3月6日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和2年3月6日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	番号法の改正に伴うもの
令和4年3月9日	II 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和4年3月9日	II 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和5年1月31日	II 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和5年1月31日	II 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和5年1月31日	IV 8. 監査	[○]自己点検 [ ]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	事後	評価の再実施によるもの
令和6年1月31日	I 1. ③システムの名称	・滞納整理システム／・納税管理人システム ／・収納消込システム／・口座システム／・宛名管理システム／・中間サーバー	・滞納整理システム／・納税管理人システム ／・収納消込システム／・口座システム／・宛名管理システム／・中間サーバー／・電子預貯金調査システム	事後	システムの新規導入によるもの
令和6年1月31日	II 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年1月31日	II 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年11月30日	I 1. ③システムの名称	・滞納整理システム／・納税管理人システム ／・収納消込システム／・口座システム／・宛名管理システム／・中間サーバー／・電子預貯金調査システム	【現行】 ・滞納整理システム／・納税管理人システム ／・収納消込システム／・口座システム／・宛名管理システム／・中間サーバー／・電子預貯金調査システム 【標準化後】 ・滞納整理システム(標準化対応)／・納税管理人システム ／・収納消込システム／・口座システム ／・宛名管理システム ／・中間サーバー ／・電子預貯金調査システム	事前	システムの標準化に対応するもの
令和6年11月30日	I 2. 特定個人情報ファイル名	・滞納整理システムファイル／・納税管理人システムファイル ／・収納消込システムファイル ／・口座システムファイル	【現行】 ・滞納整理システムファイル／・納税管理人システムファイル ／・収納消込システムファイル ／・口座システムファイル 【標準化後】 ・滞納整理システムファイル(標準化対応)／ ・納税管理人システムファイル ／・収納消込システムファイル	事前	システムの標準化に対応するもの
令和6年11月30日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表 第24項	事後	番号法の改正によるもの
令和6年11月30日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律」が含まれる項(48の項)	事後	番号法の改正によるもの
令和6年11月30日	II 1. 対象人数	令和6年1月31日 時点	令和6年11月30日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年11月30日	II 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和6年11月30日 時点	事後	評価の再実施によるもの